

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	△188, 483	給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	
職 員 手 当	△70, 016	扶 養 手 当	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分
		地 域 手 当	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分
		管 理 職 手 当	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分
		住 居 手 当	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分
		期 末 勤 勉 手 当	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分
		退 職 手 当	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分
		時 間 外 手 当	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分
		そ の 他	制度改正に伴う増減分
			その他の増減分

備考 令和４年度より、国民健康保険特別会計および後期高齢者医療特別会計に該当する給料および職員手当等について、各特別会計へ移管しています

(単位：千円)

説 明	備 考
平均昇給率	1. 938%
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
年間支給月数の改定によるもの	4. 55月⇒4. 45月 (正規職員) 2. 40月⇒2. 35月 (再任用職員)
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
選挙及び職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与 (単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職	備 考
令和4年1月1日 現在	平均給料月額	320,923	343,586	
	平均給与月額	426,749	413,628	
	平均年齢	42歳1ヶ月	53歳8ヶ月	
区 分		一般行政職	技能労務職	備 考
令和3年1月1日 現在	平均給料月額	322,259	344,728	
	平均給与月額	423,281	416,909	
	平均年齢	42歳4ヶ月	53歳2ヶ月	

備考 令和4年度より、国民健康保険特別会計および後期高齢者医療特別会計に該当する給料および職員手当等について、各特別会計へ移管しています

イ 初任給 (単位：円)

区 分	日 野 市		国	
	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職
大 学 卒	(1－29) 183,700	――	総合職 186,700 一般職 182,200	――
高 校 卒	(1－5) 145,600	(1－17) 143,000	150,600	147,900

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和4年1月1日 現在	5 級	(0) 15	(0.0) 2.5		――	――
	4 級	(0) 93	(0.0) 15.6		――	――
	3 級	(1) 107	(2.6) 17.9	3 級	(0) 39	(0.0) 55.0
	2 級	(28) 175	(71.8) 29.3	2 級	(12) 16	(66.7) 22.5
	1 級	(10) 207	(25.6) 34.7	1 級	(6) 16	(33.3) 22.5
	計	(39) 597	(100.0) 100.0	計	(18) 71	(100.0) 100.0
令和3年1月1日 現在	5 級	(3) 15	(6.7) 2.5		――	――
	4 級	(1) 93	(2.2) 15.3		――	――
	3 級	(2) 113	(4.4) 18.6	3 級	(0) 43	(0.0) 56.6
	2 級	(25) 173	(55.6) 28.6	2 級	(10) 17	(62.5) 22.4
	1 級	(14) 212	(31.1) 35.0	1 級	(6) 16	(37.5) 21.0
	計	(45) 606	(100.0) 100.0	計	(16) 76	(100.0) 100.0

備考 ()内は、再任用職員数
令和4年度より、国民健康保険特別会計および後期高齢者医療特別会計に該当する給料および職員手当等について、各特別会計へ移管しています

(級別の標準的な職務内容)

区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	部長の職務	1. 課長の職務 2. 課長補佐の職務	係長の職務	主任の職務	主事の職務
技能労務職	――	――	業務主任長の職務	業務主任の職務	主事の職務

エ 昇給

区 分		令和４年１月１日現在 (令和３年度昇給)			令和３年 １月１日 現在
		管理職	管理職以外	合 計	
職員数（Ａ）（人）		130	810	940	966
昇給に係る職員数（Ｂ）（人）		83	681	764	803
号給数別内訳	６号給（人）	1	2	3	6
	５号給（人）	20	41	61	97
	４号給（人）	55	586	641	605
	１～３号給（人）	7	52	59	95
比率（Ｂ）／（Ａ）（％）		63.8	84.1	81.3	83.1

備考 令和４年度より、国民健康保険特別会計および後期高齢者医療特別会計に該当する給料および職員手当等について、各特別会計へ移管しています

オ 期末、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.175) [1.200] 2.225	(1.175) [1.200] 2.225	(2.350) [2.400] 4.450	有	
前 年 度	(1.200) [1.250] 2.275	(1.200) [1.250] 2.275	(2.400) [2.500] 4.550	有	
国の制度	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.250) 4.300	有	

備考 （ ）内は、再任用職員の支給率 []内は、会計年度任用職員の支給率

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等
支 給 率 等	23.0	30.5	43.0	43.0	調整額 (職責加算)
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	調整額 (職責加算)

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	日 野 市	国
支 給 率	(給料＋扶養手当＋管理職手当)×16.0％	全国地域を７つの支給区分で 指定し、20％を上限として支給
支 給 対 象 職 員 数	934人	

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率(％)	0.002	0.0	0.016
支給対象職員の比率(％) (令和4年1月1日現在)	0.4	0.0	4.2
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	有害物等取扱手当		

ケ その他の手当

区 分	日 野 市	国
扶 養 手 当	配偶者（管理職） 3,000円	配偶者 6,500円
	配偶者（係長以下） 6,000円	
	子 9,000円	子 10,000円
	子（特定期間） 13,000円	子（特定期間） 15,000円
	父母等（管理職） 3,000円	父母等 6,500円
	父母等（係長以下） 6,000円	
住 居 手 当	35歳未満で借家・借間に居住する 世帯主に支給 15,000円	借家の場合最高 28,000円限度
通 勤 手 当	片道2km以上の場合で交通用具利用者、 距離数により4,200円～21,600円支給 交通機関利用者 6箇月定期券等の価額により支給	片道2km以上の場合で交通用具利用者、 距離数により2,000円～31,600円支給 交通機関利用者 6箇月定期券等の価額により支給 (1箇月当たり55,000円が支給限度額)